

平成20年10月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成20年10月31日（金） 午後2時00分～午後4時07分

○ 場 所 教育文化会館 第3会議室

○ 出席者

教育委員

委員長 網 倉 尚 武

委員長職務代理者 中 出 政 吉

委 員 奥 田 吾 朗

委 員 安 藤 佳 江

委員（教育長） 藤 川 博 史

事務局

教育次長 加道 優 管理部長 楠本 隆

生涯学習部長 入江 利廣 中央公民館長 中居 隆司

総務課長 村田 康博 教育施策推進課長 多井中慶司

学校教育課長 大野 友己 教育センター長 福岡 知子

生涯学習課長 村田 佳文 スポーツ・青少年課長 松岡 千代和

放課後子ども課長 南 文裕 中央公民館参事 前中 博雅

ほか担当職員

○ 審議内容

議案第23号 守口市学校教育施設整備基金条例の制定についての意見

【説明要旨】

市の旧土居小学校用地施設の売却方針決定を受け、旧文部省から国庫補助の交付を受けて建設した建物等であるため、補助金相当額の納付免除要件として、学校教育施設整備を目的とした基金に積み立てる必要がある。その基金条例の制定（公布日から施行）の意見について議決を求めるもの。

【審議状況】

返還すべき国庫補助額、基金の取り崩しの年数制限などに関する質疑討論を経て、原案のとおりの内容で議決。

議案第24号 守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則及び守口市就学園指導委員会規則の一部を改正する規則案について

【説明要旨】

学校教育法等の一部を改正する法律における学校教育法の一部改正に伴い、「守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則」における「養護教育」を「支援教育」に、「守口市就学指導委員会規則」における「守口市養護教育研究員」を「守口市支援教育研究員」と文言修正し、規則の一部を改正する規則について議決を求めるもの。

【審議状況】

法律で規定する「特別支援教育」の文言との関連、他の規程類における漏れなどについての質疑討論を経て、原案のとおりの内容で議決。

議案第25号 守口市生涯学習情報センターの指定管理者の指定についての意見

【説明趣旨】

守口市生涯学習情報センターの指定管理者の指定期間が、平成21年3月末をもって満了を迎えることから、次期指定管理者を指定するため、公募を実施した。守口市社会教育施設指定管理者選定委員会を開催し、応募した2団体のうち、選定基準に基づき、財団法人守口市文化振興事業団が高く評価され、候補団体として選定された。この結果を踏まえ、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの指定管理者として財団法人守口市文化振興事業団を指定することについての意見について議決を求めるもの。

【審議状況】

選定方法、評価内容等に関して質疑討論を経て、原案のとおりの内容で議決。

議案第26号 もりぐち児童クラブ事業利用者負担金徴収条例の制定についての意見

【説明趣旨】

平成18年度にスタートした「もりぐち児童クラブ事業」は、一元化を目指し無料で実施してきたが、平成19年度、国において「放課後子どもプラン」が発表され、本市の児童クラブと類似しており、国・府の補助金を有効に活用しようと、同プランに沿った運営を行うこととした。

登録児童室と入会児童室の2つの機能があり、入会児童については安全確保と生活の場として提供し、保護機能を備えていることから、そのサービスの対価として、運営費

の一部の受益者負担を求めるとともに、利用者のニーズの多様化に対応して時間延長を実施し、将来の安定的な運営を確保するため条例制定しようとするもの。その内容は、月曜日から金曜日までの利用者負担金は、月額5,400円、土曜日は月額1,500円とし、平成21年4月1日から施行する負担金徴収に関する条例制定について意見を求めるもの。

【審議状況】

周知方法、子どもの指導、負担金の徴収方法、地域パートナーの現場対応などについての質疑討論を経て、保護者への十分な説明を行うことの要望・意見が付され、原案のとおりの内容で議決。

議案第27号 平成20年度教育費補正予算案についての意見

【説明趣旨】

もりぐち児童クラブ事業において、支援を要する児童や入会児童数の増加に伴い、児童の安全確保の観点から指導パートナーを増員する必要がある、1,381万円の補正が必要となったもの。

【審議状況】

児童数の増加した錦・藤田校区の入会状況、障害児童の把握方法、支援学校での取組みなどについての質疑討論を経て、原案のとおりの内容で議決。

報告第4号 守口市教育委員会事務局職員の任免について

報告第4号は、案件の秘匿性により秘密会での審議。内容は省略。教育長専決の原案のとおりの内容で承認。